

インフルエンザ療養報告について

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりますが、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更しています。群馬県学校保健審議会感染症対策専門委員会で、療法報告書をデジタル化できるようになりました。

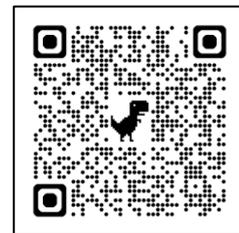
保護者が Google フォームで必要事項を入力していただければ、書類の提出は必要ありません。登校を再開する際には、必ず入力を済ませてから登校させてください。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- ①受診時、医師に発症日・登校可能予定日を確認
- ②速やかに学校へ報告
- ③検温を定期的に行い「解熱した日」、「症状軽減日」を確認
- ④回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、Google フォームに入力し登校

Google フォーム（入力用）

<https://forms.gle/2htshQpJvAaKJ5TJ7>



※登校再開の前日に Google フォームの入力を済ませてください。

※Google フォームに入力がなく登校をした場合は、保護者に確認の連絡をします。

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで」

※ 「発症した後 5 日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 5 日を経過した日となります。

※ 「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」とは、解熱した日を 0 日とし、翌日を 1 日目として、その日から数えて 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8 日目							
例 1	発症から 1 日目に解熱した場合	発熱	登校可能														
例 2	発症から 2 日目に解熱した場合	発熱															
例 3	発症から 3 日目に解熱した場合	発熱															
例 4	発症から 4 日目に解熱した場合	発熱															
例 5	発症から 5 日目に解熱した場合	発熱															

※「発症した後 5 日」、「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。